

産休規定についての変更事項(2009年2月26日理事会承認)

(産休規定) 第8条【1】

変更前) . . . 産休申請書に医師の診断書を添付し、 . . .

変更後) . . . 産休申請書に母子健康手帳のコピーを添付し、 . . .

(産休規定) 第8条【2】

変更前) 産休は、申請日より1年間とする。

変更後) 産休は、母子健康手帳の発行日より1年間とする。